

ID: 274

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	火葬場使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成16年条例第25号		
【根拠条文】 (使用料の減額又は免除) 第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日